

広島県知事 殿

広島県立農業技術大学校

校長 佐々木 誠

大学等における修学の支援に関する法律第 7 条第 1 項の確認に係る申請書

## ○申請者に関する情報

大学等の名称	広島県立農業技術大学校
大学等の種類 (いずれかに○を付すこと)	(大学・短期大学・高等専門学校・ <u>専門学校</u> )
大学等の所在地	広島県庄原市是松町 55-1
学長又は校長の氏名	佐々木 誠
設置者の名称	広島県
設置者の主たる事務所の所在地	広島県広島市中区基町 10-52
設置者の代表者の氏名	湯崎 英彦
申請書を公表する予定のホームページアドレス	<a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/91/">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/91/</a>

※ 以下のいずれかの□にレ点 (☑) を付けて下さい。

 確認申請

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 5 条第 1 項に基づき確認申請書を提出します。

 更新確認申請

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 5 条第 3 項に基づき更新確認申請書を提出します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点 (☑) を付けて下さい。

 この申請書 (添付書類を含む。) の記載内容は、事実と相違ありません。 確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律 (以下「大学等修学支援法」という。) に基づき、基準を満たす学生等を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知しています。 大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。 この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があるととも

に、減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

- 申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第7条第2項第3号及び第4号に該当します。

○各様式の担当者名と連絡先一覧

様式番号	所属部署・担当者名	電話番号	電子メールアドレス
第1号	教務課 西森晋補	0824-72-0094	ngdkyoumu@pref.hiroshima.lg.jp
第2号の1	教務課 西森晋補	0824-72-0094	ngdkyoumu@pref.hiroshima.lg.jp
第2号の2	教務課 西森晋補	0824-72-0094	ngdkyoumu@pref.hiroshima.lg.jp
第2号の3	教務課 西森晋補	0824-72-0094	ngdkyoumu@pref.hiroshima.lg.jp
第2号の4	教務課 西森晋補	0824-72-0094	ngdkyoumu@pref.hiroshima.lg.jp

○添付書類

- ※ 以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にレ点 (☑) を付けた上で、これらの書類を添付してください。(設置者の法人類型ごとに添付する資料が異なることに注意してください。)

「(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係

- 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数等の基準数相当分》
- 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》

「(2)-①学外者である理事の複数配置」関係

- 《一部の設置者のみ》大学等の設置者の理事（役員）名簿

「(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置」関係

- 《一部の設置者のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿

「(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係

- 客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料
- 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》【再掲】

その他

- 《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料
- 確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

(添付書類) 経営要件を満たすことを示す資料

学校名	
設置者名	

I 直前3年度の決算の事業活動収支計算書における「経常収支差額」の状況

	経常収入(A)	経常支出(B)	差額(A)-(B)
申請前年度の決算	円	円	円
申請2年度前の決算	円	円	円
申請3年度前の決算	円	円	円

II 直前の決算の貸借対照表における「運用資産-外部負債」の状況

	運用資産(C)	外部負債(D)	差額(C)-(D)
申請前年度の決算	円	円	円

III 申請校の直近3年度の収容定員充足率の状況

	収容定員(E)	在学生等の数(F)	収容定員充足率 (F)/(E)
今年度(申請年度)	人	人	%
前年度	人	人	%
前々年度	人	人	%

(IIの補足資料)「運用資産」又は「外部負債」として計上した勘定科目一覧

○「運用資産」に計上した勘定科目

勘定科目の 名称	資産の内容	申請前年度の決算に おける金額
		円
		円
		円

○「外部負債」に計上した勘定科目

勘定科目の 名称	負債の内容	申請前年度の決算に おける金額
		円
		円
		円

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	広島県立農業技術大学校
設置者名	広島県

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
園芸課程	野菜・花きコース (野菜専攻)	夜・通信	27 単位	6 単位	
	野菜・花きコース (花き専攻)	夜・通信	26 単位	6 単位	
	野菜・花きコース (就農実践専攻)	夜・通信	23 単位	6 単位	
	落葉果樹コース	夜・通信	27 単位	6 単位	
畜産課程	肉用牛コース	夜・通信	26 単位	6 単位	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

「教育計画書」の中に実務経験のある教員等による授業科目を明記し、学生及び関係機関へ配布するとともに、本館事務室前に配架。

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	広島県立農業技術大学校
設置者名	広島県

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	関係者評価委員会
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己評価結果（取組状況等を含む）の評価</li> <li>・ 評価に伴う改善策等の提言</li> <li>・ 大学校との意見交換等</li> <li>・ その他関係者評価を行うに必要な事項</li> </ul>

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
一如会 会長	校長が依頼した期間	本校の同窓会
育友会 会長	校長が依頼した期間	本校の保護者会
庄原実業高等学校 校長	校長が依頼した期間	農業高校代表
指導農業士 会長	校長が依頼した期間	学生の研修受入れ等
集落法人連絡協議会 会長	校長が依頼した期間	学生の研修受入れ等
北部農業技術指導所 所長	校長が依頼した期間	県普及組織
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	広島県立農業技術大学校
設置者名	広島県

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>授業計画(シラバス)は、毎年度2～3月にかけて各科目の担当教員が、ねらいや年間スケジュール、到達目標、評価方法等について検討し、作成している。</li> <li>作成した授業計画は、毎年4月に発行する「教育計画書」に掲載し、「養成部門教育科目と履修時間」及び「指導科目のねらいと内容」の項目において、各科目のねらい、評価方法、指導時間、指導項目、指導時期、講師(本校教員、外部講師等)を明記し、学生等へ周知している。</li> </ul>	
授業計画書の公表方法	毎年度「教育計画書」として発行し、学生及び関係機関へ配布するとともに本館事務室前に配架。
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>成績評価の方法・基準については、「広島県立農業技術大学校生の学業成績評定基準」を策定しており、毎年発行する「学生便覧」に記載して学生へ周知している。</li> </ul> <p><b>【成績評価の方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>授業科目についての筆記試験、レポート及び実習における技術・技能の習熟度及び学習態度により評価する。</li> </ul> <p><b>【成績評価の基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学業成績は4段階評定(A・B・C・D)とし、成績評定C以上を科目履修とする。</li> <li>本試験 <ul style="list-style-type: none"> <li>A評定(80点以上)</li> <li>B評定(79～65点)</li> <li>C評定(64～50点)</li> <li>D評定(50点未満)</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【卒業論文の評定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学習内容(課題の選定、計画性、取り組み姿勢・創意工夫等の実施態度、成績書)及び発表会での発表内容(発表態度、論理性等)を総合して評定する。</li> </ul>	

<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>GPAは設定していないが、成績評価において次のとおり客観的な指標を設定し、学年ごとの成績分布状況を把握している。</li> </ul> <p>(客観的な指標の算出方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>履修科目の成績評定を点数化 (A : 3点, B : 2点, C : 1点, D : 0点) し、全科目の合計を算出する。その数値を全科目に3点を乗じた点数を分母として除し、100点満点に換算した数値を成績評価とする。</li> </ul> <p>【計算式】</p> $\frac{((A \text{ 評価の単位数} \times 3) + (B \text{ 評価の単位数} \times 2) + (C \text{ 評価の単位数} \times 1))}{(全単位数 \times 3)} \times 100$	
客観的な指標の算出方法の公表方法	学生に資料として配布するとともに、学生便覧とあわせて本館事務室前へ配架。
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>専門的な知識と技術，幅広い教養及び社会への適応力を，先端技術を取り入れた実践的な教育を通して養い，もって農業・農村社会に期待される中核的な担い手を育成することを本校の教育目標としている。このため，次の5つを教育方針とし，専門的教育では経営管理能力の醸成と先端技術を取り入れた実践教育を重視している。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>豊かな人間性のかん養と高度な農業技術及び経営管理能力を養う。</li> <li>先端技術を取り入れた実践学習により，新しい農業への対応力を高める。</li> <li>共同生活を通じ，規律ある生活と自主協調の精神を養う。</li> <li>地域社会のリーダーとして必要な企画力，判断力，組織活動力等を培う。</li> <li>農業・農村への理解を深める。</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>卒業の認定については，「広島県立農業技術大学校規則」及び「管理運営要綱」，「学生の学業成績評定基準」において規定している。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>学業成績は4段階評定 (A・B・C・D) とし，成績評定C以上を科目履修とする。</li> <li>単位取得が80パーセント未満の者については，留年とする。</li> <li>農場実習 (家畜飼養管理実習)，体験学習 (先進経営体実習)，卒業論文は必修科目とする。</li> <li>校長及び指導担当職員で構成する科目履修審査会において，学業成績総括表に基づき，科目履修を審査し，その結果により校長が卒業の認定を行う。</li> </ol>	
卒業の認定に関する方針の公表方法	本校の教育目標や教育方針は，「教育計画書」に掲載。卒業認定は，「広島県立農業技術大学校規則」及び「管理運営要綱」，「学生の学業成績評定基準」において規定し，「学生便覧」に掲載している。「教育計画書」と「学生便覧」は，学生，関係機関へ配布するとともに，本館事務室前に配架。

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	広島県立農業技術大学校
設置者名	広島県

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	/
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士			
農業		園芸	野菜・花きコース (野菜専攻, 花き専攻) (単位制)	○	—			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類					
			講義	演習	実習	実験	実技	
2年	昼	75 単位	59 単位	単位	34 単位	単位	単位	単位
			93 単位					
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
80 人の内数		21 人	0 人	14 人の内数	0 人	14 人の内数		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
農業		園芸	野菜・花きコース (就農実践専攻) (単位制)	○	—		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	74 単位	43 単位	単位	49 単位	単位	単位
			92 単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
80 人の内数		1 人	0 人	14 人の内数	0 人	14 人の内数	

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
農業		園芸	落葉果樹コース (単位制)	○	—		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	75 単位	59 単位	単位	34 単位	単位	単位
			93 単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
80 人の内数		10 人	0 人	14 人の内数	0 人	14 人の内数	

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
農業		畜産	肉用牛コース (単位制)	○	—		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	75 単位	58 単位	単位	35 単位	単位	単位
			93 単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
80 人の内数		9 人	0 人	14 人の内数	0 人	14 人の内数	

<p>カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）</p> <p>（授業計画書の作成・公表に係る取組の概要）【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>授業計画（シラバス）は、毎年度2～3月にかけて各科目の担当教員が、ねらいや年間スケジュール、到達目標、評価方法等について検討し、作成している。</li> <li>作成した授業計画は、毎年4月に発行する「教育計画書」に掲載し、「養成部門教育科目と履修時間」及び「指導科目のねらいと内容」の項目において、各科目のねらい、評価方法、指導時間、指導項目、指導時期、講師（本校教員、外部講師等）を明記し、学生等へ周知している。</li> </ul>
<p>成績評価の基準・方法</p> <p>（授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要）【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>成績評価の方法・基準については、「広島県立農業技術大学校生の学業成績評定基準」を策定しており、毎年発行する「学生便覧」に記載して学生へ周知している。</li> </ul> <p>【成績評価の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>授業科目についての筆記試験、レポート及び実習における技術・技能の習熟度及び学習態度により評価。</li> </ul> <p>【成績評価の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学業成績は4段階評定（A・B・C・D）とし、成績評定C以上を科目履修とする。</li> <li>本試験 <ul style="list-style-type: none"> <li>A評定（80点以上）</li> <li>B評定（79～65点）</li> <li>C評定（64～50点）</li> <li>D評定（50点未満）</li> </ul> </li> </ul> <p>【卒業論文の評定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学習内容（課題の選定、計画性、取り組み姿勢・創意工夫等の実施態度、成績書）、及び発表会での発表内容（発表態度、論理性等）を総合して評定する。</li> </ul>
<p>卒業・進級の認定基準</p> <p>（卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要）【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>専門的な知識と技術、幅広い教養及び社会への適応力を、先端技術を取り入れた実践的な教育を通して養い、もって農業・農村社会に期待される中核的な担い手を育成することを本校の教育目標としている。このため、次の5つを教育方針とし、専門的教育では経営管理能力の醸成と先端技術を取り入れた実践教育を重視している。 <ol style="list-style-type: none"> <li>豊かな人間性のかん養と高度な農業技術及び経営管理能力を養う。</li> <li>先端技術を取り入れた実践学習により、新しい農業への対応力を高める。</li> <li>共同生活を通じ、規律ある生活と自主協調の精神を養う。</li> <li>地域社会のリーダーとして必要な企画力、判断力、組織活動力等を培う。</li> <li>農業・農村への理解を深める。</li> </ol> </li> <li>卒業の認定については、広島県農業技術大学校規則及び管理運営要綱、学生の学業成績評定基準において規定している。 <ol style="list-style-type: none"> <li>学業成績は4段階評定（A・B・C・D）とし、成績評定C以上を科目履修とする。</li> <li>単位取得が80パーセント未満の者については、留年とする。</li> <li>農場実習（家畜飼養管理実習）、体験学習（先進経営体実習）、卒業論文は必修科目とする。</li> <li>校長及び指導担当職員で構成する科目履修審査会において、学業成績総括表に基づき、科目履修を審査し、その結果により校長が卒業の認定を行う。</li> </ol> </li> </ul>

学修支援等
(概要) 病気, その他やむを得ない事情により, 本試験が受けられなかった者に対して再試験の措置を講じ, 単位取得を促進している。 また, 科目履修及び単位取得の促進が必要と認められる場合は, 追試験や出席日数不足で受験できなかった者に対する補講及び試験の措置を講じている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
野菜・花きコース（野菜専攻・花き専攻・就農実践専攻）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
21人 (100%)	0人 (0%)	16人 (76.2%)	5人 (23.8%)
(主な就職、業界等) 農業法人への就職就農, 自営就農, 農業関連企業			
(就職指導内容) ・業界や進路を理解するため, 農業経営者による講話の実施 ・校内での就職就農ガイダンス・会社説明会の開催 ・先進的経営体での体験学習 ・進路面談, 履歴書作成指導, 面接練習 ・ハローワークとの連携			
(主な学修成果（資格・検定等）) <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型特殊自動車運転免許（農耕車限定）</li> <li>・けん引免許（農耕車限定）</li> <li>・刈払機取扱作業安全衛生教育</li> <li>・日本農業技術検定（3級・2級）</li> <li>・農業簿記検定（3級）</li> <li>・小型車両系建設機械特別教育</li> <li>・フォークリフト運転技能講習</li> <li>・農業機械士</li> <li>・危険物取扱者（乙種四類）</li> <li>・毒物劇物取扱者</li> <li>・ガス溶接技能講習</li> <li>・アーク溶接特別教育</li> </ul>			
(備考)（任意記載事項）			

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
落葉果樹コース			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
2人 (100%)	0人 (0%)	2人 (100%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等) 農業法人への就職就農, 自営就農, 農業関連企業			
(就職指導内容) ・業界や進路を理解するため, 農業経営者による講話の実施 ・校内での就職就農ガイダンス・会社説明会の開催 ・先進的経営体での体験学習 ・進路面談, 履歴書作成指導, 面接練習 ・ハローワークとの連携			
(主な学修成果（資格・検定等）) <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型特殊自動車運転免許（農耕車限定）</li> <li>・けん引免許（農耕車限定）</li> <li>・刈払機取扱作業安全衛生教育</li> <li>・日本農業技術検定（3級・2級）</li> </ul>			

<ul style="list-style-type: none"> <li>・小型車両系建設機械特別教育</li> <li>・フォークリフト運転技能講習</li> <li>・危険物取扱者（乙種四類）</li> <li>・ガス溶接技能講習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業機械士</li> <li>・毒物劇物取扱者</li> <li>・アーク溶接特別教育</li> </ul>
(備考) (任意記載事項)	

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
肉用牛コース			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
2人 (100%)	0人 (0%)	2人 (100%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等) 農業法人への就職就農、自営就農、農業関連企業			
(就職指導内容) <ul style="list-style-type: none"> <li>・業界や進路を理解するため、農業経営者による講話の実施</li> <li>・校内での就職就農ガイダンス・会社説明会の開催</li> <li>・先進的経営体での体験学習</li> <li>・進路面談、履歴書作成指導、面接練習</li> <li>・ハローワークとの連携</li> </ul>			
(主な学修成果（資格・検定等）) <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型特殊自動車運転免許（農耕車限定）</li> <li>・刈払機取扱作業安全衛生教育</li> <li>・小型車両系建設機械特別教育</li> <li>・フォークリフト運転技能講習</li> <li>・危険物取扱者（乙種四類）</li> <li>・ガス溶接技能講習</li> <li>・家畜人工授精師</li> <li>・けん引免許（農耕車限定）</li> <li>・日本農業技術検定（3級・2級）</li> <li>・農業機械士</li> <li>・毒物劇物取扱者</li> <li>・アーク溶接特別教育</li> <li>・家畜商講習</li> </ul>			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
43人	2人	4.7%
(中途退学の主な理由) <ul style="list-style-type: none"> <li>・一身上の都合</li> <li>・学業と生活の両立が難しいため</li> <li>・研修制度へ参加するため</li> </ul>		
(中退防止・中退者支援のための取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な健康相談（面談）の実施</li> <li>・欠席状況の把握と生活指導の実施</li> <li>・就職支援</li> </ul>		

## ②学校単位の情報

### a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
野菜・花き コース	円	118,800 円	127,000 円	その他内訳 (寮費, 年間)
落葉果樹 コース				
肉用牛コ ース				
修学支援 (任意記載事項)				
<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護法による生活扶助を受けている者又はその者と同一世帯に属する者, 災害等により学生の住家が全半壊 (全半焼) 以上の被害を受けた世帯に属する者については授業料の全額を免除する。</li> <li>地方税法に基づく当該年度の市町村民税が課されていない世帯に属する者又は市町村民税の均等割のみが課されている世帯に属する者, 災害等又は学費を主として負担する者の疾病, 失業, 死亡との急変事情により今後 1 年間における所得の見込額に対する市町村民税所得割見込額が学生及び学生と生計を一にする者の全てについて 51,300 円未満の世帯に属する者については授業料の半額を免除する。</li> <li>減免期間は 1 年を超えない範囲。</li> </ul>				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
ホームページで公表 アドレス <a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/91/gakkouhyouka.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/91/gakkouhyouka.html</a>		
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大学校の実施した自己評価結果と改善策等に関して、外部の関係者による評価を行うため、関係者評価委員会を設置する。</li> <li>○ 関係者評価委員会は、大学校同窓会（一如会）、大学校保護者会（育友会）、農業高校等教育機関、農家代表（指導農業士、農業生産法人）及び農業関係機関・団体等から、大学校長が依頼した者で構成する。</li> <li>○ 関係者評価委員会は、次に掲げる業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）自己評価結果（取組状況等を含む）の評価</li> <li>（2）評価に伴う改善策等の提言</li> <li>（3）大学校との意見交換等</li> <li>（4）その他関係者評価を行うに必要な事項</li> </ul> </li> <li>○ 大学校長は、前条の評価結果を受けて、今年度の成果及び課題等を分析・整理し、次年度以降の学校運営に反映させるよう努めるものとする。</li> <li>○ なお、これまでは学校関係者評価を3年に1度実施するよう運用してきた（直近の実施は28年度分）が、令和元年度を評価対象とする学校関係者評価から毎年度実施することとし、令和2年度から評価を確実に公表する。</li> </ul>		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
一如会 会長	校長が依頼した期間	本校の同窓会
育友会 会長	校長が依頼した期間	本校の保護者会
庄原実業高等学校 校長	校長が依頼した期間	農業高校代表
指導農業士 会長	校長が依頼した期間	学生の研修受入れ等
集落法人連絡協議会 会長	校長が依頼した期間	学生の研修受入れ等
北部農業技術指導所 所長	校長が依頼した期間	県普及組織
学校関係者評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） ホームページで公表 アドレス <a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/91/gakkouhyouka.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/91/gakkouhyouka.html</a>		
第三者による学校評価（任意記載事項）		

c) 当該学校に係る情報

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） ホームページアドレス <a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/91/">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/91/</a>
---

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請の場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	広島県立農業技術大学校
設置者名	広島県

### 1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		3人	3人	3人
内 訳	第Ⅰ区分	2人	3人	
	第Ⅱ区分	1人	0人	
	第Ⅲ区分	0人	0人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				3人
(備考) 支援対象者数の減は、収入額・資産額が減免の基準を超えたことによる。				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

### 2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	人	0人	0人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当	人	0人	0人
計	人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人

(備考)
------

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
		年間	前半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)	人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	人	0人	0人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	人	0人	0人
計	人	0人	0人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。